



Story Volume before the life insurance which is difficult to understand after all.

続「ガンとお金の話」

猛暑と呼ばれた夏も過ぎ、やっと過ごしやすい季節となりました。皆様夏の疲れは出ていませんか？食欲の秋、読書の秋、スポーツの秋。それぞれ素敵な秋を満喫なさってください。

さて、今回も私のコラムにお付き合い頂き有難うございます。

2人に1人がガンになると言われているものの「本当にそうなのかなぁ？」と疑問に思っておられる方も多いかもしれませんが、私の会社でコンサルティングをお受けになられた方の中、やはり毎年一定数の方からの給付金の請求があり、年を追うごとにその数は増える傾向にあります。ガンを「細胞の老化現象」と見るならば、歳を追うごとに罹患率が上がる事もうなずけますね。私のコラムでも今まで何度かガンとお金のお話をしてきましたが、今回はガンになった時に役立つ公的保障のお話を切り口にお話ししたいと思います。



【ガンになった時に確認したい公的保障】

①仕事が出来なくなったら「傷病手当金」と「雇用保険」

『疾病手当金』

業務外の事由により病気やけがで会社を休み(連続3日を含む4日以上仕事が出来ない事)休業期間内に給与の支払いが無いことを条件に支払われます。

ただし国民健康保険には傷病手当金はありません。

●受給期間：支給が開始してから最長1年6カ月です。途中一時復職しその後再び欠勤した場合、復職期間も1年6カ月に算入されます。

●受給金額：標準報酬日額の3分の2

『雇用保険』

●受給期間：加入期間にもよりますが、最低3カ月～1年(条件により最長3年の延長が可能です)

●受給金額：離職前の給与の50%～80%程度

②医療費が高額になった時の「高額療養費制度」と事前に「限度額適用認定証」

『高額療養費』

自己負担額の上限を収入に応じて決めたものです。

(詳細は前回のコラムを参照下さい。)

『限度額認定証』

高額療養費制度があるとはいえ一時的に自己負担が発生してしまいます。

限度額認定証を事前に取得して、健康保険証と共に病院の窓口へ提出すれば、支払いは自己負担限度額までとなります。

全国健康保険協会に申請すれば1週間ほどでもらえます。

③医療費の負担が大きい時の「高額療養費貸付制度」と「医療費助成制度」

『高額療養費貸付制度』

各保険者による高額療養費の決定は、請求してから支給されるまでに約3ヵ月程度かかるため、高額な医療費で家計の負担が増大します。

その間の医療費の支払いに充てる資金を無利子で患者(被保険者、被扶養者等)に融資する「高額医療費等貸付制度」です。

ただし、食事代や保険診療の対象とならないものは貸付対象外なので、患者が別途負担することになります。

『医療費助成制度』の代表的なものをご紹介します。

・重度心身障害者医療費助成制度

心身に重度の障害がある方を対象に医療費の自己負担額を軽減する制度です。

(対象となる障害の程度や、助成内容は各自治体によって異なります)

●後期高齢者医療制度の障害認定を受けている方

などが対象となっている可能性があります。市町村によっては、精神障害者保健福祉手帳1級所持者が対象となっている場合もあります。

・小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病とは以下の要件の全てを満たすもののうちから、厚生労働大臣が定めるものをいいます。(平成27年1月1日以降)

●慢性に経過する疾病であること

●生命を長期に脅かす疾病であること

●症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること

●長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

18歳未満の児童が厚生労働大臣の定める疾患にかかった場合に対象となります。

なお、疾患ごとに認定基準がもうけられています。また、引き続き治療が必要と認められる場合には20歳未満まで対象となります。障害の程度としては、

●身体障害者手帳1級・2級及び3級の一部

●療育手帳A(※各自治体で名称や判断基準が異なります)

平成27年1月からの新たな自己負担（月額・円）

階層区分	階層区分の基準 (0円の特例は、夫婦2人1人世帯の場合に於ける世帯の目安)	患者負担割合:2割					
		自己負担上限額(外来+入院)					
		原則			小児慢性特定疾病医療継続者 (H29.12.31まで)		
		一般	重症 (※)	人工呼吸器等 装着者	一般	小児慢性特定疾病治療 研究事業の 重症患者	人工呼吸器等 装着者
生活保護	-	0	0	0	0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税非課税 (世帯) 本人年収～60万円	1,250	1,250		1,250	1,250	
低所得Ⅱ	市町村民税非課税 (世帯) 本人年収 80万円超	2,500	2,500		2,500		
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上 7.1万円未満 (約200万円～約430万円)	5,000	2,500	500	2,500	2,500	500
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未 満 (約430万円～約850万円)	10,000	5,000		5,000		
上位所得	市町村民税 25.1万円以上 (約850万円～)	15,000	10,000		10,000		
入院時の食事療養費		1/2自己負担			自己負担なし		

※「重症」とは、①高額な医療が長期に継続する者（医療費が6万円/月を超える月が年間6回以上ある場合）
②重症患者基準に適合する者

・ひとり親家族等医療費助成制度（マル親）

- 児童を監護しているひとり親家庭等の母又は父
- 両親がいない児童などを養育している養育者
- ひとり親家庭等の児童又は養育者に養育されている児童で、18歳に達した日の属する年度の末日（障害がある場合は20歳未満）までの方（対象除外）
- ひとり親家庭等の所得が限度額以上の方
- 生活保護を受けている方
- 施設等に措置により入所している方

所得要件等は区市町村により異なることがあるため、直接各区市役所・町村役場へお問い合わせ下さい。

●マル親一部負担金/一月あたりの自己負担上限額

住民税課税者 通院：1割/12,000円 入院：1割/44,000円

住民税非課税者 通院：負担なし 入院：負担なし

(1)対象となるもの

医療保険の対象となる医療費、薬剤費等

(2)対象とならないもの

- ・医療保険の対象とならないもの（健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド代、紹介状を持たずに受診した200床以上の病院の初診料等）
- ・学校管理下の傷病で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度対象の場合
- ・健康保険組合等から支給される高額療養費・附加給付に該当する医療費
- ・他の公費医療で助成される医療費
詳しくは各区市町村にお問い合わせください。
- ・障害年金
障害認定は様々ですが、ここではガンによる障害認定の対象をまとめてみました。
- ・悪性新生物そのもの(原発巣・転位巣を含む)によって生じる局所の障害
- ・悪性新生物そのもの(原発巣・転位巣を含む)による全身の衰弱または機能の障害
- ・悪性新生物に対する治療の効果として起こる全身衰弱または機能の障害
上記の様に抗がん剤の治療の副作用も障害認定の対象となります。

【受給資格】

①障害状態 / ガンの障害認定基準

(1級)

身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とし、他人の介助を受けなければ日常生活の用を弁ずる事を不能ならしめる程度のもの。

(2級)

必ずしも他人の介助が必要ではないが、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加える事を必要とする程度のもの

(3級)

身体機能に労働の制限を受けるか、または労働の制限を加える事を必要とする程度の障害を有するもの

②ガンと認定された際に公的年金制度に加入の上、保険料納付要件を満たしている事

①障害基礎年金額

障害等級 年金額（平成27年4月～）

障害基礎年金2級 780,100円

障害基礎年金1級 975,100円（障害基礎年金2級の1.25倍）

②子に対する加算額

対象者 加算額(平成27年4月～)

2人目までの子 1人 224,500円

3人目以降の子 1人 74,800円

(注)子は18歳の年度末(3月31日)を過ぎていないこと。また、障害の状態にあり1級又は2級に該当する子は20歳まで加算されます。

なお、障害年金受給後に結婚した場合、配偶者や子ども加算対象となります。(平成23年4月1日、障害年金加算改善法施行)

(2)障害厚生年金

障害厚生年金は障害等級3級も支給対象となりますが、最低補償額が設定され年金額の計算結果がそれを下回る場合、最低補償額が支給年金額となります。65歳以上で障害基礎年金が支給されず障害厚生年金だけもらっている方(1、2級に該当しない)は、障害厚生年金3級の最低保障額が支給されます。2級、1級の方には障害基礎年金も併せて支給され、「配偶者加給年金」が加算されることがあります。

①年金額

障害等級 年金額(平成27年4月～)

●障害厚生年金1級 報酬比例部分の年金額の1.25倍

●障害厚生年金2級 報酬比例部分の年金額

●障害厚生年金3級 報酬比例部分の年金額（最低保障額585,100円）

●障害手当金 報酬比例部分の年金額の2倍（最低保証額1,170,200円）

○報酬比例の年金額= (A+B)

A=平均標準報酬月額×7.5/1,000×C（平成15年3月以前の加入月数）

B=平均標準報酬額×5.769/1,000×D（平成15年4月以後の加入月数）

但し、(C+D)が300月に達しない場合、報酬比例の年金額に300/(C+D)を乗じた額となります。例:(C+D)=128月の方は、(300÷128)を乗じます。

*加入月数は障害認定日までの加入月数です。

②配偶者加給年金額 224,500円

1級又は2級の障害厚生年金を受給している方に生計を維持されている65歳未満の配偶者がいるときは配偶者加給年金が加算されます。

他にもさまざまな公的保障制度があります。この様な制度を理解したうえで保険を考える事が出来れば理想ですね。一人で悩まず是非お近くのプロフェッショナルに是非一度ご相談下さい。

いつもの合言葉、保険はムリなくムダなくが1番です。



Insurance representation and life consulting

MID Company Limited

■株式会社MID

京都市西京区川島調子町42-1日章ビル3F

TEL.075-393-6526 e-mail ag-mid@blue.plala.or.jp

http://www.ag-mid.jp